各評定段階基準(案)

1. 法 令 等 遵 守 態 勢

Α :

法令等遵守態勢について、強固な法令等遵守態勢を構築している。認識される弱点は軽微であり、 金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B :

法令等遵守態勢について、軽微な法令等違反などが認められるものの、十分な法令等遵守態勢を構築している。軽微な弱点については、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に何らかの対応もなされている、または、今後、何らかの対応がなされることが期待できる。

C :

法令等遵守態勢について、軽微ではない法令等違反の発生が認められるなど、不十分な法令等遵守 態勢となっている。このため、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必 要がある。

D :

法令等遵守態勢について、経営陣自らが関与する重大な法令等違反が認められるなど、その遵守態勢に欠陥、もしくは、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような法令等違反の発生が懸念される、もしくは現にそのような法令等違反が発生している状況にある。

各評定段階基準 (案)

2. 顧客保護

A :

顧客保護について、強固な顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能が構築され、機能している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B :

顧客保護について、軽微な態勢の不備などが認められるものの、十分な顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能が構築され、機能している。軽微な弱点については、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に何らかの対応がなされている、または、今後、何らかの対応がなされることが期待できる。

C :

顧客保護について、軽微ではない態勢の不備が認められるなど、不十分な説明態勢となっており、 また、それを補完する苦情処理機能は十分に機能していない。このため、金融機関としての業務の適 切性等に対する影響も認められており、改善の必要がある。

D:

顧客保護について、態勢の不備が認められるなど、説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能に欠陥がある、もしくは、実質的に機能していない実態にある。その結果、顧客の離反等を招き、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、もしくは現にその存続が脅かされている状況にある。

各評定段階基準(案)

3. リスク管理態勢(共通)

A:

リスク管理態勢について、金融機関の規模、リスク特性に応じた強固な管理態勢を構築している。 すべての主要なリスクは一貫して効果的に特定・把握・管理されており、認識される弱点は軽微であ り、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

リスク管理態勢について、金融機関の規模、リスク特性に応じた十分な管理態勢を構築している。 軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自 主的に何らかの対応がなされている、または、今後、何らかの対応がなされることが期待できる。主 要なリスクや問題点は、概ね特定・把握され、管理されている。

C :

リスク管理態勢について、金融機関としての規模やリスク特性に応じたリスク管理としては不十分な態勢となっている。金融機関としての規模等に鑑みると経営陣のリスクに対する管理能力は、不十分であり、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

リスク管理態勢について、経営陣のリスクに対する管理態勢に欠陥がある、もしくは、重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、もしくはそのような事故・不測の損害が発生している状況にある。